

## 議第20号

## 平成27年度京都市自動車運送事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成27年度京都市自動車運送事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

## 1 運転計画

運 転 車 両 数	両 717
年間走行キロメートル	km 31,073,400
年間総輸送人員	人 123,708,000
1日平均輸送人員	人 338,000

## 2 主要な建設改良工事計画

乗合自動車購入 47両

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款 自動車運送事業収益 20,984,000千円

第1項 営 業 収 益 20,709,847千円

第2項 営 業 外 収 益 274,153千円

## 支 出

第1款 自動車運送事業費用 20,371,000千円

第1項 営 業 費 用 19,723,867千円

第2項 営 業 外 費 用 597,133千円

第3項 予 備 費 50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,880,000千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 1,541,000千円

第1項 企業債 1,248,000千円

第2項 補助金 293,000千円

支 出

第1款 資本的支出 3,421,000千円

第1項 建設改良費 2,219,580千円

第2項 企業債償還金 951,420千円

第3項 長期借入金返還金 200,000千円

第4項 予 備 費 50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自動車運送事業建設改良費	平成28年度	千円 382,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
自動車運送事業建設改良費	千円 1,248,000	発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差額を埋めるために必要な金額をこれに加算した額	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によつては、繰上償還をすることができ

（他会計からの補助金）

第7条 バス車両の購入費等に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、283,376千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第8条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

平成27年2月20日提出

京都市長 門川大作